

よこはま夢ファンド団体登録の抹消について

1 よこはま夢ファンド団体登録の抹消について

よこはま夢ファンド団体登録要綱の申請要件に照らし、市民活動運営支援事業部会が審査を行いました。

審査結果 抹消4団体

2 団体名及び抹消の根拠

団体名	登録抹消の根拠 (第8条の項目)	備考
エコ住宅リサイクルバンク	(1)	解散決議をした社員総会日： 平成30年5月20日
「CLIP・あこーん」電話相談室	(1)	解散決議をした社員総会日： 平成30年5月12日
さなぎ達	(1)	破産手続開始の決定日： 平成30年2月28日
ナイス・ヨコハマ	(1)	解散決議をした社員総会日： 平成28年8月15日

3 登録抹消する団体への活用寄附金額の状況

- ・エコ住宅リサイクルバンク：0円
- ・「CLIP・あこーん」電話相談室：0円
- ・さなぎ達：518,301円（抹消決定後、「希望なし」に繰入します。）
- ・ナイス・ヨコハマ：0円

4 参考条文

よこはま夢ファンド団体登録要綱

第2条 登録を申請できる団体は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）に定める特定非営利活動法人であること。
- (2) 主又は従たる事務所の所在地が横浜市内にあること。
- (3) 特定非営利活動を行う区域が主として横浜市内であること。
- (4) 事業費の総額のうち、特定非営利活動に係る事業費の占める割合が100分の50以上であること。
- (5) 継続して1年以上の活動実績があること。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制の下にある団体でないこと。

よこはま夢ファンド団体登録要綱

第8条 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、市民協働推進委員会に諮り、その登録を抹消することができる。

- (1) 第2条に規定する要件を失ったとき。
 - (2) 偽りその他不正の手段により登録を受けたと判明したとき。
 - (3) 前条の書類を提出しないとき。
 - (4) 当該登録団体から登録抹消の申し出（第5号様式）があったとき。
 - (5) その他市長が特に必要があると認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により登録を抹消したときは、よこはま夢ファンド団体登録抹消通知書（第6号様式）により当該団体に通知するものとする。

特定非営利活動法人促進法

第三十一条 特定非営利活動法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- 一 社員総会の決議
 - 二 定款で定めた解散事由の発生
 - 三 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - 四 社員の欠亡
 - 五 合併
 - 六 破産手続開始の決定
 - 七 第四十三条の規定による設立の認証の取消し
- 2 前項第三号に掲げる事由による解散は、所轄庁の認定がなければ、その効力を生じない。
- 3 特定非営利活動法人は、前項の認定を受けようとするときは、第一項第三号に掲げる事由を証する書面を、所轄庁に提出しなければならない。
- 4 清算人は、第一項第一号、第二号、第四号又は第六号に掲げる事由によって解散した場合には、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

5 平成30年度第3回横浜市市民協働推進委員会市民活動運営支援事業部会

(1) 開催日時 平成31年3月12日（火） 10時～14時45分

(2) 市民活動運営支援事業部会名簿（部会長を除き五十音順） 出席委員4名

	氏名	所属等
部会長	名和田 是彦	法政大学 法学部 教授
専門委員	井川 文作	横浜信用金庫 業務推進部
推進委員	時任 和子	特定非営利活動法人 夢・コミュニティ・ネットワーク 理事長
推進委員	松村 正治	恵泉女学園大学 人間社会学部 准教授 特定非営利活動法人 よこはま里山研究所 NORA 理事長
—	—	—